

## 板橋区里親関連情報提供事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童等の養育に関する幅広い情報を里親に提供することでその里親の養育の精度を向上させ、里親委託の促進と委託児童の適切な養育を確保するとともに、里親制度を普及啓発することを目的とする板橋区里親関連情報提供事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めることとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、板橋区とし、里親制度に理解と熱意があり、区長が適当と認める団体に委託して実施することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親として区長が認定した者に対し、機関紙やホームページなどを活用し、里親制度に関連する情報などを幅広く提供すること
- (2) 一般区民に開かれた学習会の実施や、里親制度の普及啓発のためのリーフレットの作成などを行うこと。

(秘密の保持)

第4条 区長は、本事業に携わる者に対し、本事業に関連して知り得た情報について、当該事業の業務の遂行以外において使用させてはならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、板橋区子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。